

不登校児童生徒に対するICT等を活用した
学習支援についてのガイドライン

不登校児童生徒の中には、家庭にいながらも学校と連携し、ICT等を用いて相談・指導を受け、社会的な自立や学校復帰に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け元文科初第698号）を踏まえ、松本市では一定の要件を満たす場合に、ICT等を用いて相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

なお、上記判断を行う際の規準としての目安を設けておくことが望ましいと考え、ガイドラインを設けるものとする。

1 基本的な考え

校長が、本人の状況や保護者の希望も勘案し、自立を助けるうえで、有効・適切であり、かつ、2に示す要件を満たすと判断できる場合は、ICT等を活用した学習活動の日数のうち、学校長の認める日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

また、学校が指導した内容が教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができることとする。

ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

2 要件

- (1) 社会的な自立や学校復帰に向け懸命の努力を続けている不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること

ア 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

- (2) 相談・指導の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

イ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

ウ 児童生徒の実態に応じながらも、支援者は勤務時間内に学校（職員室や複数人いる状況・密室にならない状況）内において支援を行うことを原則とすること。

エ 柔軟に対応しながらも、学校支援の基本を維持できるようにすること。（例えば、児童生徒が頻繁に連絡してオンライン支援を要求するようになることは適切ではない。）

- (3) ICT等の活用について

ア ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

イ ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT等の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力に応じること。

(4) 学習活動について

学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度に応じ、学習指導要領を踏まえたものであること。

(5) スクールカウンセラーによるカウンセリング実施における留意点

ア 学校側がまったく関与しないままに、スクールカウンセラー（以下 S C）とユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングを継続することは S C 活動を逸脱する行為であるため、適切な運用に努めること。

イ 柔軟に対応しながらも、カウンセリングの基本構造を維持できるようにすること。（例えば、ユーザーが頻繁に連絡してオンラインカウンセリングを要求するようになることは適切ではない。）

ウ オンラインカウンセリングを始める際、適切な場所（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な時間など、ユーザーとのルール作りを行うこと。

エ 不登校等で校内でのカウンセリングができないような場合を除いて、通常のカウンセリングに戻していくように努めること。